

道路交通法一部改正の概要について（平成27年6月1日施行分）

○ 自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に関する規定の整備

一定の危険な違反行為をして2回以上摘発された自転車運転者は、公安委員会の受講命令を受けてから3か月以内の指定された期間内に講習を受けなければいけません。

検 挙

「危険行為」で3年以内に
2回以上摘発された自転車
運転者

※ 危険行為とは…
酒酔い、しゃ断踏切立入り、信号無視等

受講命令

講 習

講習日時、場所・・・調整
講習時間・・・3時間
講習手数料・・・5,700円

※ 講習を受けないと…
5万円以下の罰金！

○ 一定の病気に該当すること等を理由として免許を取り消された者等が再取得した免許に係る免許証の有効期間に関する規定の整備

一定の病気に該当すること等を理由に免許を取り消された場合、取り消しから3年以内で免許を再取得した場合は、取り消された免許を受けた日から取り消された日までの期間と再取得した免許を受けていた期間は継続されていたものとみなされます。

